

『インターネット上のいじめの発見』  
 ◎児童生徒・保護者からの相談 ◎アンケートの記述 ◎他校から

『校内いじめ対策委員会』を開催  
 ◎事実関係の確認に着手

習いごとなどを通して、違う学校の児童生徒同士がゲーム、SNS等でつながっていることもあることから、インターネット上のトラブルが起きたときは、他校から連絡が入ることもある。

『事実確認と実態把握』  
 ◎被害児童生徒とその保護者の了解のもと 以下の確認をする  
 ①証拠の保全 ②発見までの経緯 ③投稿者(書き込んだ人)の心当たり ④他の児童生徒の認知状況

いじめにつながっている誹謗中傷、嫌がらせなど、書き込みのあった掲示板、チャット等のURLを控えるとともに、その内容を保存する。校務用のパソコンから内容を見ることができないものも多いため、端末(スマートフォン・ゲーム機等)からアクセスして確認する必要がある。また、携帯電話(スマートフォン)での誹謗中傷などは、プリントアウトが困難なため、デジタルカメラで撮影するなどして内容を保存する。しかし、加害者、被害者が個人で所有している情報端末は個人情報 の塊のため、学校や教師が勝手に内容を見ることはできない。保護者の承諾、本人の承諾を得て内容を確認するのが原則。

『対応協議』  
 ◎対応チーム(校内いじめ対策委員会を中心に編成)による対応協議  
 ①被害生徒とその保護者の心情に配慮した対応を基本に協議  
 ②連携を検討(教育委員会・SC・SSW・教育相談員)  
 ※③外部専門機関のアドバイスによる対応を検討(警察・弁護士・有識者)

『教育委員会へ報告』  
 ◎事案発生の報告と外部機関との連携等を相談

『被害児童生徒・保護者への対応』  
 きめ細やかなケア、  
 現況報告

『加害児童生徒の特定』事実確認  
 ・関係する児童生徒の確認  
 ・一人ひとりの事実確認  
 ・事実確認後、保護者へ連絡。情報提供協力の要請  
 ※加害者に、他校の児童生徒がいた場合  
 ・当該学校へ連絡し、事実確認を要請(※管理職間)  
 ・事実確認後、保護者に連絡。情報提供協力の要請  
 ・事実確認内容を報告してもらい、情報を共有

『サイト運営側へ削除依頼の  
 必要性があるか検討』  
 ◎依頼は、被害児童生徒がするのが原則(被害者が未成年の場合、保護者又は学校、市教委から対応できる場合もある)

『加害児童生徒・保護者への対応』  
 ○投稿、書き込みを削除させる  
 ○人権と犯罪の面から指導  
 ※他校の児童生徒が関係していた場合、対応の仕方については学校間で協議

『削除の確認』

『継続的支援』  
 ○心のケアと児童生徒の関係修復

『全校児童生徒への対応』  
 ○全校集会・学年集会・学級指導

『削除依頼と削除の確認』  
**(1)書き込みのあったサイトの管理者に削除依頼**  
 書き込みのあったサイトトップページから連絡方法を確認。「利用規約」等に書かれている削除方法を確認して削除依頼。  
**(2)掲示板等のプロバイダに削除依頼**  
 掲示板等の管理者に削除依頼しても削除されない場合や、管理者の連絡先が不明な場合などは、プロバイダ(サービス提供会社等)へ削除依頼。  
**(3)警察や法務局・地方法務局に相談する**  
 削除されない場合は、サイト管理者からのメール内容などを確認するとともに、警察や法務局・地方法務局に相談するなどして対応を検討する。

《相談窓口》  
 ○長野県警生活安全部生活環境課 サイバー犯罪対策室  
 電話 026-223-0110  
 ○学校生活相談センター  
 電話 0120-0-78310  
 ○地方法務局「子どもの人権110番」  
 電話 0120-007-110  
 ○長野県教育委員会 心の支援課  
 電話 026-235-7436  
 ○「信州ネットトラブルバスターズ」  
 URL <http://himawari-nagano.net/netliteracy/index.html>